

日本精工株式会社（女子ソフトボール部ブレイブベアリーズ）・湖南省 パートナーシップ協定書

日本精工株式会社（女子ソフトボール部ブレイブベアリーズ）（以下「甲」という。）及び湖南省（以下「乙」という。）は、スポーツ振興を目的とした同一の立場から更なる相互協力について、次のとおりパートナーシップ協定を締結する。なお、本協定書は、第4条及び第7条の規定を除き、原則として法的拘束力を有するものではない。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携活動により両者の認知度向上を目指すこと及び相乗効果を発揮し地域振興に寄与することを目的とする。

（連携対象事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、ソフトボール等を通じて次に掲げる事項について、自己に必要と判断する範囲において連携する。

- (1) ソフトボールを介した市内外の方々との交流などに関する事項
- (2) 身体やメンタルケアなど健康増進に関する事項
- (3) ソフトボールに関する技術指導や講演、体験教室など子どもたちへの健全育成に関する事項
- (4) ソフトボール教室の開催や大会への参加などスポーツ振興に関する事項
- (5) イベントや啓発活動への参加などに関する事項
- (6) 障がい者等を支援するなど社会福祉活動に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならず、第1条の目的以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如向を問わず、本協定が終了した後も前項に規定する秘密保持の責任を追うものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から有効期間の定めを設けないこととする。ただし、本協定の終了を希望する場合は、相手方に対し、終了を予定する日の30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(確認)

第7条 乙は、甲のために協定を締結する権限、甲を代理して協定を締結する権限その他甲に何らかの権利義務を発生させる権限を一切有しない。

2 本協定は、甲が権利を有する著作権、商標権利、意匠権、特許権その他の知的財産権に係るいかなる権利も乙に付与するものではない。

3 乙は、前二項に規定する事項について、これらに抵触する行為又は第三者に対し誤認を与える行為を一切行ってはならない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月24日

甲 滋賀県湖南市石部が丘1-1-1
日本精工株式会社(女子ソフトボール部
ブレイブベアリーズ)

代表 村山 俊之

乙 滋賀県湖南市中央1丁目1番地

湖南市長 松浦 加代子